

体育館の 利用時間短縮について

【期 間】

令和3年7月12日(月)～当面の間

大阪府からの「まん延防止等重点措置に基づく要請」により、体育館の夜間区分の利用は、午後9時までといたします。

利用時間短縮に伴う利用料金の減額は
ありません。

なお、利用を自粛される場合は、事前にご連絡をお願いします。

急な決定となり、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解の程、よろしく願い申しあげます。

今後の情報は、市ホームページ等で随時、ご案内をさせていただきます。